

(旧)大阪府立大学工業高等専門学校教職員退職手当規程

制 定 平成 31. 4. 1 規程 126

(趣旨)

第1条 この規程は、(旧)大阪府立大学工業高等専門学校教職員就業規則(以下「旧就業規則」という。)第59条の規定に基づき、公立大学法人大阪府立大学(以下「本法人」という。)の大阪府立大学工業高等専門学校に勤務する教職員(旧就業規則第3条第1項及び第2項に規定する教職員をいう。)に対する退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(退職手当の支給)

第2条 この規程による退職手当は、前条に規定する教職員が退職し、又は解雇された場合にその者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。

2 この規程による退職手当は、その全額を現金で、直接この規程によりその支給を受けるべき者に支払うものとする。ただし、法令に定めがあるものは、これを退職手当から控除して支払うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、退職手当の支給を受けるべき者から申出があった場合には、その指定する金融機関における本人名義の預金口座に振り込むものとする。

4 この規程による退職手当は、教職員が退職し、又は解雇された日から起算して1月以内に支払われなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(退職手当)

第2条の2 退職し、又は解雇された者に対する退職手当の額は、次条から第6条まで及び第8条から第8条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第8条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己都合退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職し、又は解雇された者に対する退職手当の基本額は、退職又は解雇の日におけるその者の給料((旧)大阪府立大学工業高等専門学校教職員給与規程第4条第1項第1号に規定する一般職給料表の職務の級が8級若しくは7級である職員にあっては、これらの給料表に定める額からその100分の4に相当する額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額を給料表に定める額として計算した給料)及び給料の調整額の月額合計額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき分の120

2 前項に規定する者のうち、傷病(厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病をいう。次条第2項並びに第5条第1

項及び第2項において同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- (3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 11年以上25年未満の期間勤続し退職した者(大阪府立大学工業高等専門学校教職員就業規則(以下「就業規則」という。)第27条に規定する定年(以下「定年」という。)により退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者に限る。)、整理解雇された者(次条第1項に該当する者を除く。)及び勤務箇所の移転に伴い、引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による傷病により退職し、死亡(業務上の死亡を除く。)により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(整理解雇等の場合の退職手当の基本額)

第5条 就業規則第30条第8号の規定により解雇(以下「整理解雇」という。)された者で別に定めるもの、業務上の傷病又は死亡により退職した者、25年以上勤続して退職した者(定年により退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者に限る。)又は25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で別に定めるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 退職し、又は解雇された者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定(給料月額の改定をする規程が制定された場合において、当該規程による改定により当該改定前に受けていた

給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職し、又は解雇された理由と同一の理由により退職し、又は解雇されたものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- (2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
 - イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職又は解雇(第10条第4項、第11条第1項、第15条第3項及び第19条の規定に該当するものを除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの規程による退職手当の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職又は解雇の日以前の期間及び第15条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職し、又は解雇されたことがある場合における当該退職又は解雇の日以前の期間(これらの退職又は解雇の日に教職員となったときは、当該退職又は解雇の日前の期間)を除く。)をいう。

- (1) 教職員としての引き続いた在職期間
- (2) 第10条第1項に規定する再び教職員となった者の同項に規定する地方公務員等としての引き続いた在職期間
- (3) 第10条第2項に規定する場合における地方公務員等としての引き続いた在職期間
- (4) 第11条第2項に規定する役員としての引き続いた在職期間
- (5) 前各号に掲げる期間に準ずるものとして別に定める在職期間

(勸奨退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第6条 第5条第1項に規定する者(25年以上勤続し、退職した者で別に定めるものを除く。)のうち、定年に達する日以後における最初の3月31日から別に定める一定の期間前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が別に定める年齢以上であるものに対する第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日におけるその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額

第5条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日におけるその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日におけるその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、
第5条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(勸奨の要件)

第7条 その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者に係る当該勸奨は、その事実について、別に定めるところにより、記録が作成されたものでなければならない。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第8条 第3条から第5条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に59.28を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第8条の2 第5条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 59.28以上 特定減額前給料月額に59.28を乗じて得た額

(2) 59.28未満 特定減額前給料月額に第5条の2第1項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に59.28から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第8条の3 第6条に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
---------	-----------	---------

第 8 条	第 3 条から第 5 条まで	第 6 条の規定により読み替えて適用する第 5 条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日におけるその者に係る定年と退職の日以後の最初の 3 月 31 日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
	これらの	第 6 条の規定により読み替えて適用する第 5 条の
第 8 条の 2	第 5 条の 2 第 1 項の	第 6 条の規定により読み替えて適用する第 5 条の 2 第 1 項の
	同項第 2 号イ	第 6 条の規定により読み替えて適用する同項第 2 号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第 8 条の 2 第 1 号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日におけるその者に係る定年と退職の日以後の最初の 3 月 31 日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
第 8 条の 2 第 2 号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日におけるその者に係る定年と退職の日以後の最初の 3 月 31 日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
	第 5 条の 2 第 1 項第 2 号イ	第 6 条の規定により読み替えて適用する第 5 条の 2 第 1 項第 2 号イ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日におけるその者に係る定年と退職の日以後の最初の 3 月 31 日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第 6 条の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第8条の4 退職し、又は解雇された者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(就業規則第20条第1項第2号から第4号まで、第6号及び第7号の規定による休職(業務上の傷病又は通勤による傷病による休職を除く。)、就業規則第52条第3号の規定による停職、その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のうち別に定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる教職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 78,750円
- (2) 第2号区分 70,400円
- (3) 第3号区分 65,000円
- (4) 第4号区分 59,550円
- (5) 第5号区分 54,150円
- (6) 第6号区分 43,350円
- (7) 第7号区分 32,500円
- (8) 第8号区分 27,100円
- (9) 第9号区分 21,700円
- (10) 第10号区分 0

2 退職し、又は解雇された者の基礎在職期間に第5条の2第2項第2号から第5号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、別に定めるところにより、当該期間において教職員として在職していたものとみなす。

3 第1項各号に掲げる教職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他教職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、別に定める。

4 退職し、又は解雇された者でその勤続期間が4年以下のもの及び第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が10年以上24年以下のものに対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、第11項の規定により計算した額の2分の1に相当する額とする。

(退職手当の額に係る特例)

第8条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の給料、給料の調整額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の2、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

(勤続期間の計算)

第9条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、教職員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、教職員となった日の属する月から退職し、又は解雇された日の属する月までの月数とする。

3 教職員が退職し、又は解雇された場合(第15条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職又は解雇の日又はその翌日に再び教職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算は、引き続いて在職したものとみなす。

4 前3項の規定による在職期間のうちに休職月等が1月以上あったときは、それらの月数の2分の1に相当する月数(就業規則第20条第1項第6号に規定する事由により職務に従事しなかった期間については、その月数)を前2項の規定により計算して得た在職期間から除算する。

5 前4項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満(第3条第1項(傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。)、第4条第1項又は第5条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満)の場合には、これを1年とする。

6 前項の規定は、前条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

(地方公共団体等から復帰した教職員等に対する退職手当に係る特例)

第10条 教職員のうち、法人の要請に応じ、引き続いて地方公共団体又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)、国、特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人をいう。)又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第7条第3項に規定する一般地方独立行政法人等(以下「地方公共団体等」という。)に使用される者(以下「地方公務員等」という。)となるため退職し、かつ、引き続き地方公務員等として在職(その者が更に引き続き当該地方公務員等以外の他の地方公共団体等の地方公務員等として在職した場合を含む。)した後、引き続いて再び教職員となった者の前条第1項に規定する教職員としての在職期間については、先の教職員としての在職期間の始期から後の教職員としての在職期間の終期までの期間は、教職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、地方公共団体等(国及び特定独立行政法人を除く。)の退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、教職員が法人の要請に応じ引き続いて当該地方公共団体等に使用される者となった場合に、教職員としての勤続期間を当該地方公共団体等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている場合に限る。

2 地方公務員等が地方公共団体等の要請に応じて、引き続いて教職員となるために退職し、かつ、引き続いて教職員となった場合におけるその者の前条第1項に規定する教職員としての在職期間には、その者の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 前2項の場合における地方公務員等としての在職期間の計算については、前条の規定を準用するものとする。

4 教職員が第1項の規定に該当する退職をした場合又は第2項の規定に該当する教職員が退職をし、かつ、引き続いて地方公務員等となった場合には、退職手当は支給しない。

5 地方公務員等が、その身分を保有したまま引き続いて教職員となった場合におけるその者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、教職員としての在職期間は、なかったものとみなす。

(役員等との在職期間の通算の特例)

第 11 条 (削除)

2 (削除)

(役員の内職期間を有する教職員の退職手当の額の特例)

第 12 条 (削除)

2 (削除)

(遺族の範囲及び順位)

第 13 条 第 2 条第 1 項に規定する遺族は、次に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、教職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で教職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、教職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第 2 号に該当しないもの

2 前項に掲げる者に退職手当を支給する場合の順位にあっては、前項各号の順位とし、第 2 号及び第 4 号に掲げる者に支給する場合にあっては、当該各号に掲げる順位によるものとする。この場合において、父母については、養父母が実父母に先位し、祖父母については、養父母の父母が実父母の父母に先位し、父母の養父母が父母の実父母に先位するものとする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が 2 人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

第 14 条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 教職員を故意に死亡させた者
- (2) 教職員の死亡前に、当該教職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当の支給制限)

第 15 条 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退職手当は支給しない。

- (1) 勤続 6 月未満で就業規則第 26 条の規定により退職する場合(傷病を有する者の場合を除く。)
- (2) 勤続 6 月未満で就業規則第 30 条第 1 号から第 4 号までの規定により解雇された場合
- (3) 就業規則第 30 条第 5 号及び第 7 号の規定により解雇された場合
- (4) 就業規則第 52 条第 5 号の規定により懲戒解雇された場合
- (5) 就業規則第 29 条により再雇用された教職員が退職する場合

2 退職手当のうち、第 8 条の 4 の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

- (1) 第 3 条第 1 項及び第 5 条の 2 の規定により計算した退職手当の基本額が零である者並びに第 3 条第 2 項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が 9 年以下のもの
- (2) その者の非違により退職し、又は解雇された者(前項各号に掲げる者を除く。)で別に定めるもの

3 教職員が退職し、又は解雇された場合において、その者が退職若しくは解雇の日又はその翌日に再び教職員(就業規則第 29 条の規定により再雇用された教職員を除く。)となったときは、その退職又は解雇については、退職手当は支給しない。

(起訴中に退職し、又は解雇された場合の退職手当の取扱い)

第 16 条 教職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの限り、刑事訴訟法(昭和 23 年法律第 131 号)第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職し、又は解雇されたときは、退職手当は支給しない。ただし、判決の確定によって禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定は、退職し、又は解雇された者に対しまだ退職手当の額が支払われていない場合において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

(退職手当の支給の一時差止め)

第 17 条 理事長は、退職又は解雇された者に対し、まだ退職手当の額が支払われていない場合において、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から事情聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思科するに至ったときであって、その者に対し退職手当を支給することが、法人の運営に対する信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、退職手当の支給を一時差し止めることができる。

2 前項の規定による退職手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、同項の規定による通知を、その者の氏名及び同項の書面をいつでもその者に交付する旨を法人の事務所の掲示板に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

4 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 2 号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(2) 一時差止処分を受けた者が、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職又は解雇の日から起算して一年を経過した場合

5 前項の規定は、理事長が一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

6 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。ただし、第 3 項後段の規定により通知が到達したとみなされた場合は、この限りでない。

(退職手当の額の返納)

第 18 条 退職し、又は解雇された者に対し退職手当の支給をした後において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき若しくは在職中の職務に関し懲戒による解雇を受ける事由に相当する事実が明らかになったときは、その支給をした退職手当の額の全部又は一部を返納させることができる。

2 前項の規定により退職手当の額を返納させる場合には、その旨を書面により通知しなければならない。

(地方公共団体等に使用される者となった場合の取扱い)

第 19 条 教職員が引き続いて地方公共団体等に使用される者となった場合において、その者の教職員としての勤続期間が当該地方公共団体等に使用される者に対する退職手当に関する規定又は支給に関する基準により当該地方公共団体等に使用される者としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この規程による退職手当は支給しない。

(委任)

第 20 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 5 条の 2 第 2 項に規定する基礎在職期間の初日が平成 23 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）前である者に対する同条の規定の適用については、同条第 3 項中「減額日の前日」とあるのは、「減額日の前日（当該日が切替日以後の期間にあるものに限る。）」と、同条第 4 項中「基礎在職期間」とあるのは「基礎在職期間（切替日以後の期間に限る。）」とする。

(給料が切り替えられた職員の退職手当の取り扱い)

3 合併前の大阪府立大学工業高等専門学校教職員給与規程（平成 23 年公立大学法人大阪府立大学規程第 60 号。以下「平成 23 年規程第 60 号規程」という。）附則第 2 項から第 4 項までの規定による給料の切替えにより、切替日においてその者の受ける給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなる場合における第 5 条の 2 第 1 項の規定の適用については、第 5 条第 1 項に規定する減額改定以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合に該当するものとみなす。

4 平成 23 年規程第 60 号規程附則第 7 項及び第 8 項までの規定による給料は、この規程による給料の月額には含まないものとする。ただし、第 8 条の 5 に規定する給料の月額については、この限りでない。

(経過措置)

5 平成 23 年 4 月 1 日より前において、大阪府が設置する大阪府立工業高等専門学校の教員であった者が、引き続き、平成 23 年 4 月 1 日に法人が設置する府大高専における業務に従事する教員となった者の教職員としての引き続きいた在職期間の計算については、職員の引き続きいた在職期間を教職員の始期から職員として引き続きいた在任期間の終期までの期間を法人の教職員としての在職期間とみなす。

(退職手当の基本額に係る特例)

6 当分の間、退職手当の基本額は、第 3 条から第 6 条までの規定より計算した額に 100 分の 83.7 を乗じて得た額とする。

(委任)

7 この附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。